

請願・陳情について

京都地方税機構
議 会 事 務 局

1 請願について

京都地方税機構行政についてご要望がある方は、誰でもその要望を文書にして、京都地方税機構議会に提出することができます。

議会では、提出された請願を審査した上、本会議で「採択」か「不採択」を決定します。採択されたものについては、執行機関（広域連合長など）に送付し、請願事項の実現に努力するよう求めます。

2 請願書の作成方法

請願は文書により行います。請願には、必ず京都地方税機構議会議員の紹介が必要です。

必要な記載事項など、請願書の作成方法は以下のとおりです。

- (1) 請願書は、日本語で作成してください。
- (2) 「～に関する請願書」と件名を書いてください。
- (3) 紹介議員の署名（自署）を受けてください。ゴム印・印刷・タイプなどで紹介議員の氏名を記した場合には、紹介議員から押印を受けてください。
- (4) 請願の要旨及び理由を簡潔に書いてください。
- (5) 提出年月日を明記してください。
- (6) 請願書は議長あてとしてください。
- (7) 請願者は、住所を記載し署名（自署）してください。氏名をゴム印・印刷・タイプなどで記した場合には、押印してください。
- (8) 本会議で「採択」又は「不採択」が決定した場合は、請願者あて通知させていただきます。

連名で請願される場合は、代表者にその旨を通知しますので、代表者がわかるようお願いいたします。

(9) 請願者が法人の場合には、所在地・法人の名称・代表者の職を記載し、代表者が署名（自署）してください。

代表者氏名をゴム印・印刷・タイプなどで記した場合には、法人の代表者印もしくは代表者の私印を押印してください。

3 請願書の提出方法

請願書はいつでも提出することができますが、受付時間は、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、各議会定例会ごとの請願の締切日は、議会開催日の7日前（京都地方税機構の休日の場合はその前日）の午後5時15分です。

ただし、点字文による請願については、上記締切日の7日前（京都地方税機構の休日の場合はその前日）の午後5時15分です。

（議会定例会の開催予定については、議会事務局までお問い合わせください。）

4 陳情について

陳情については、京都地方税機構議会議員の紹介は必要ありませんが、「採択」か「不採択」かの決定はされません。

陳情書は請願書に準じて作成し、提出してください。

【京都地方税機構議会事務局の所在地・連絡先】

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁旧本館2階

TEL 075-414-4436 FAX 075-411-1551

(請願書参考書式)

_____に関する請願書

紹介議員 _____ 印

(自署の場合は、押印不要)

請願の要旨

- | | | |
|---|-------|----|
| 1 | _____ | こと |
| 2 | _____ | こと |
| 3 | _____ | こと |

請願の理由

平成 年 月 日

京都地方税機構議会議長 様

請願者 住所 _____

氏名 _____ 印

(自署の場合は押印不要)